# 鮭川村事業者持続化給付金

## のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、売上が減少し経営に支障が生じている 村内の事業者の皆様を、村独自の給付金で支援します。

#### ■対象事業者の要件

- ・鮭川村で事業を営む中小企業者・個人事業者であること。
- ・令和元年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・令和2年1月から12月までのいずれか1ヶ月の売上が、前年同月比で30%以上減少した事業者であること。ただし、月あたりの事業収入の変動が大きい場合は、対象月を含む連続した3箇月間(以下「基準期間」という。)の事業収入の30%以上減少している場合に限る。

#### ■給付額

減少率30%以上	
法人	個人事業者
20万円	10万円

※減少率に関わらず一律給付となります。

#### ■スケジュール等

- (1)申請期間 令和2年5月13日(水)から令和3年1月15日(金)まで
- (2)申請先 無川村産業振興課
- (3)提出書類 申請書兼実績報告書、確定申告書類の写し、対象月の月間事業収入 がわかるもの、振込口座の通帳の写し、本人確認書類(運転免許証等)
- (4)給付金の支給 申請書の受理後、概ね2週間程度で支給(金融機関口座へ振り込み)

### ■問い合わせ先

鮭川村産業振興課

住所 〒999-5292 鮭川村大字佐渡2003番の7

電話 0233-55-2111 (内線253・254)